

知保発第338号

令和8年1月22日

知多市国民健康保険運営協議会

会長 小宮克裕様

知多市長 伊藤清一郎

知多市国民健康保険税の税率及び課税限度額の改定について（諮問）

知多市国民健康保険税条例（昭和45年知多市条例第51号）に規定する国民健康保険税の税率及び課税限度額を別紙のとおり改定することについて、知多市国民健康保険運営協議会規則（昭和45年知多市規則第41号）第2条の規定によって、貴協議会の意見を求めます。

知多市国民健康保険税の税率及び課税限度額の改定について

1 改定の経緯

令和8年度に創設される子ども・子育て支援金制度に伴い、子ども・子育て支援納付金課税額分を新設するとともに、愛知県国民健康保険運営方針に基づき、令和8年度以降は赤字である決算補填等目的の法定外一般会計繰入金を解消するもの。

また、令和8年度税制改正の大綱において、国民健康保険税の課税限度額が引き上げられることになり、令和8年3月末に地方税法等の一部を改正する法律等が公布、同年4月1日に施行される予定となっている。

2 改定の理由

- ・医療の高度化により医療費が増える一方で、国民健康保険の加入者の減少により国民健康保険税が減収する中、将来にわたり国保財政を安定的に運営するため。
- ・課税限度額の引き上げにより、高所得者層に応分の負担を求め、中間所得者層の負担緩和を図るため。

3 改定内容及び影響額

(1) 税率

ア 改定内容

区 分		改 定 後	改 定 前	増 減
基礎課税額分	所得割 (%)	7.35	7.10	0.25
	均等割 (円)	32,800	31,500	1,300
	平等割 (円)	21,000	20,400	600
後期高齢者支援金等課税額分	所得割 (%)	2.74	2.60	0.14
	均等割 (円)	11,600	11,300	300
	平等割 (円)	7,400	7,300	100
介護納付金課税額分	所得割 (%)	2.35	2.20	0.15
	均等割 (円)	11,700	11,100	600
	平等割 (円)	5,800	5,500	300
子ども・子育て支援納付金課税額分※	所得割 (%)	0.29	—	皆増
	均等割 (円)	1,200	—	皆増
	18歳以上均等割 (円)	57	—	皆増
	平等割 (円)	700	—	皆増

※子ども・子育て支援納付金課税額分について

令和6年6月12日付けで、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が公布されたことにより、令和8年度に子ども・子育て支援金制度が創設され、国民健康保険税においても令和8年度から従来の保険税に追加して「子ども・子育て支援納付金」分を賦課・徴収するもの。

なお、子ども・子育て支援金制度が少子化対策に係るものであるため、子どもがいる世帯の負担が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子ども（高校生年代までの子ども）に係る支援金の均等割額は全額軽減となる。

イ 影響額（令和7年度課税データによる試算）

	一人当たり平均調定額
令和7年度①	123,818円
令和8年度②	130,668円
一人当たり平均 増加額（②－①）	6,850円 （5.5%増）
うち 子ども・子育て支援金分	3,726円

※調定増加額 約8,400万円

(2) 課税限度額

ア 改定内容

区 分	改 定 後	改 定 前	増 減
基礎課税額分	670,000円	660,000円	10,000円
後期高齢者支援金等課税額分	260,000円	260,000円	なし
介護納付金課税額分	170,000円	170,000円	なし
子ども・子育て支援金課税額分	30,000円	—	30,000円
計	1,130,000円	1,090,000円	40,000円

イ 影響額（令和7年度課税データによる令和8年度税率での試算）

区 分	限度額超過世帯数		影響額 (調定増加額)
	改 定 後	改 定 前	
基礎課税額分	136世帯	137世帯	1,365,200円

※影響額（調定増加額）に、子ども・子育て支援金課税額分は含まない。